

公の施設の管理に係る指定管理者の個人情報の保護に関する事務取扱基準

平成18年2月22日 企画部長決裁

平成28年4月1日 一部改定

令和5年4月1日 一部改定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、本市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）に係る指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が当該公の施設の管理を通じて取り扱う個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）について、その事務取扱の基準を定めるものである。

(個人情報の保護に関する法律との関係)

第2条 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者として同法に定める内容を遵守するとともに、本市と協定を締結した指定管理者としてこの基準を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 この基準において使用する用語は、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定管理者保有個人情報 指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者が当該業務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録に記録されている個人情報であって、当該業務に従事している者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。
- (2) 指定管理者保有特定個人情報 指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該業務に従事している者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。
- (3) 指定実施機関 当該指定管理者を指定した本市の実施機関をいう。

第2章 個人情報の取扱い

(利用目的の特定、収集の方法)

第4条 指定管理者は、公の施設の管理に関して個人情報を収集するときは、法第17条の規定にかかわらず、当該個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の利用目的を特定するものとする。

2 前項の場合において、指定管理者は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 本人の同意があるとき。

- (2) 法律、政令、省令又は条例の規定に基づくとき。
- (3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、緊急やむを得ないと認められるとき。
- (4) 指定実施機関から個人情報の提供を受けるとき。
- (5) その他指定実施機関の承認を得た上で、指定管理者が公益上必要であると認めるとき。

(安全管理措置)

第5条 指定管理者は、法第23条に定める安全管理措置を講じるにあたっては、管理責任者を定めるほか、パスワードの適正管理、入退室の記録及び情報保管場所の施錠等、個人情報の保有の態様に応じて適切な対策を実施するものとする。

2 指定管理者は、保有する必要がなくなった指定管理者保有個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去するものとする。

3 指定管理者は、指定管理者保有個人情報について、個人データの漏洩、滅失、毀損その他個人データの安全の確保にかかる事態が生じたときは、速やかに指定実施機関に報告するものとする。

(第三者提供の制限)

第6条 指定管理者は、法第27条第2項の規定にかかわらず、指定管理者保有個人情報（指定管理者保有特定個人情報を除く。）について、第三者への提供は行わないものとする。

(指定管理者保有特定個人情報の目的外利用、第三者提供の制限)

第7条 指定管理者は、指定管理者保有特定個人情報を収集した目的以外に利用してはならない。ただし、情報提供等の記録を除く指定管理者保有特定個人情報について、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該指定管理者以外のものに提供してはならない。

(個人情報取扱事務の届出)

第8条 指定管理者は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を指定実施機関に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報の対象者の範囲
 - (4) 個人情報の記録内容
 - (5) 個人情報の収集方法
- 2 指定管理者は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を指定実施機関に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、緊急やむを得ないときは、事務が開始され、又は変更されたとき以後において前2項の規定による届出をすることができる。

第3章 開示等

(不開示等に係る理由の説明)

第9条 指定管理者は、法第33条から第35条までに規定する、開示、訂正等及び利用停止等の請求若しくは第三者への提供の停止の請求が本人からあった場合に、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、理由を説明するものとする。

(手数料の減免)

第10条 指定管理者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、法第38条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。